

東けいさつ トピックス

1月

守りたい笑顔の絆



闇バイトを介した強盗事件等が全国で発生！
不審者を見たら迷わず110番通報を！
自転車の交通事故が多発しています！
自転車安全利用五則を守って事故防止を！



地域でできる闇バイト対策！！

～不審者(下見・受け子)を声掛けで撃退～

●こんな人を見かけたら挨拶を兼ねた声掛けを

- 格好が不自然な例
 - ・ 年齢と服装が合っていない(着なれないスーツ姿)
 - ・ スーツにスニーカー姿
 - ・ イヤホン、マスク、リュックを使用
- 行動が不自然な例
 - ・ 周囲の写真を撮っている
 - ・ 落ち着きなく周辺を見回している
 - ・ 車や公園のベンチから周囲を観察している



●不審者対応の手順

- 不審者への声掛け(※1)→警察への通報→防犯環境の改善(※2)

※1 声掛けを躊躇する場合は即通報をしてください

※2 防犯カメラの設置、植栽の剪定による見通しの確保等

【自転車安全利用五則を守りましょう！】

●自転車当事者となる、交通事故が多発しています。

自転車と歩行者との事故も目立っています。

自転車は**車両**ですので、交通ルールを守りましょう！

- 車道は原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



●令和6年11月より、自転車の「危険な運転」に新しく罰則が整備されました。

- 酒気帯び運転及び幫助(同乗、車両や酒類の提供)
- 運転中の携帯電話使用等

●自転車の交通事故の損害賠償金が高額になるケースがあります。

万が一に備え、**自転車保険へ加入**しましょう！

